

## 議案第16号関連資料

### 明石市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

#### 1 改正の目的

第9期介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料率の改定を行うとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴う介護保険料に係る所得段階の改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

#### 2 改正の概要

##### 保険料率の改定（第3条関係）

##### (1) 保険料段階数、各段階の乗率及び基準所得金額の改正

国において、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、1号被保険者間での所得再分配機能を強化する制度改正が行われ、標準段階の9段階から13段階への多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ、基準所得金額の変更が実施されます。

本市では、第6期計画期間から、所得に応じた保険料となるよう国の標準段階よりも保険料段階を多段階化しており、第9期計画期間においても、この考えを踏襲し、国の制度改正に合わせ、これまで14段階であったものを16段階に細分化するとともに、各段階の乗率（賦課割合）及び基準所得金額を変更して、保険料段階を設定します。

##### (2) 事業計画策定に伴う保険料基準額の設定

上記の保険料段階数等の改正を踏まえ、令和6年度の介護報酬の改定率（1.59%）を反映した第9期計画期間における総事業費見込額は約805.5億円となり、介護保険事業の財源構成や被保険者数等の推計から試算した第9期計画期間の介護保険料は、基準額が月額6,740円（年額80,880円）となります。

保険料の上昇による第1号被保険者の負担の抑制、第10期以後の将来的な保険料の上昇も見据えた今後の介護保険制度の円滑な運営、県内他市町との保険料の均衡等を考慮し、介護保険給付費準備基金から約14.9億円繰り入れることとし、第9期計画期間の保険料基準額を、現計画期間中の基準額（月額5,870円）から330円増の月額6,200円（年額74,400円）とします。

なお、繰入後の基金残高は、約19億円となる見込です。

また、第1段階から第3段階までの軽減適用後の介護保険料額は、公費による軽減割合が見直されており、別途明石市介護保険条例施行規則に定める額とします。

【第9期計画期間における介護保険料段階表】

段階	課税状況		対象 (合計所得等)	賦課割合	第9期保険料(年額)	軽減適用後 保険料 (年額)
	本人	世帯				
1	非課税	非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金の受給者 合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下の者	0.455 (0.285)	33,852円	21,204円
2			合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円超120万円以下の者	0.685 (0.485)	50,964円	36,084円
3			合計所得金額と課税年金収入金額の合計が120万円超の者	0.69 (0.685)	51,336円	50,964円
4	課税	課税	合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下の者	0.85	63,240円	
5			合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円超の者	1.0	74,400円 月額6,200円 (第8期 70,440円) 月額5,870円	
6	課税	課税	合計所得金額が60万円以下の者	1.05	78,120円	
7			合計所得金額が60万円超120万円未満の者	1.18	87,792円	
8			合計所得金額が120万円以上150万円未満の者	1.22	90,768円	
9			合計所得金額が150万円以上210万円未満の者	1.28	95,232円	
10			合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	1.5	111,600円	
11			合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	1.7	126,480円	
12			合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	1.9	141,360円	
13			合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	2.1	156,240円	
14			合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	2.3	171,120円	
15			合計所得金額が720万円以上820万円未満の者	2.4	178,560円	
16	合計所得金額が820万円以上の者	2.5	186,000円			

※ 第1から第3段階の( )内の賦課割合は、別枠公費投入による軽減後の賦課割合を示しています。

3 施行期日

令和6年4月1日